

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和一年一月一日 (第一回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	浜松市 22130
地域名 (地域内農業集落名)	河輪・五島・白脇地区 (別紙1のとおり)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	328.4 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	328.4 ha
② 田の面積	148.4 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	180.0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.3 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	121.2 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	32.1 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0.1 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・国道150号線バイパス以南は畑地がまとまっていて、農協のエシャレット産地が形成されている。また東側エリアは大規模担い手による露地畑作(ブロッコリーの産地を形成)、西側は中規模担い手による露地畑作(玉ねぎ)が行われていて、作物混在や担い手ごとの耕作地分散が生じている。
- ・地区東南部(松島町長田町水田)には一団の優良水田があり、担い手への集積・集約化が進んでいるが権利設定が進んでいない。
- ・国道150号線バイパス以北は畑地と水田と集落地が混在していて露地畑作の担い手の耕作地が分散してしまっている。
- ・集落混在エリアの水田は荒廃化が進んでいる。

【地域の基礎データ(R5.1担い手アンケート)】

- ・担い手農業者21名(69歳以下又は70歳以上後継者あり19名、70歳以上後継者なし2名) 農協のエシャレット産地
- ・主な営農類型:水稲作3名、露地畑作15名、ハウス畑作2名、露地果樹1名、ハウス果樹0名、茶0名、花木0名、畜産0名、その他0名

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・農協や大規模担い手により形成された作物産地の維持・発展を図る。(エシャレット、タマネギ、水稻、ブロッコリー等)
- ・担い手間調整を進め、作物ごとの団地化により、作物混在を解消し、各々の耕作作業の効率化と農薬ドリフトなどの混在問題の解決を図る。まとまったほ場の確保により、将来的なドローン利用や作業の自動化などスマート農業の導入の可能性を高める。
- ・担い手耕作地の集約化に支障となっている荒廃農地の再生利用を図る。
- ・リタイア時の耕作地やハウス等の農業施設の引継ぎ方法の地域への周知浸透を図る。
- ・集積利用できない水田は雨水貯留機能を維持しながら、水田の畑地利用を図り、畑作の団地化を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
認定農業者等へ農地の集積を進める。担い手のリタイア時にはその耕作地を、他の担い手(同種作物を優先)に適切に継承する。集団農地では耕作地の交換等により、担い手ごとの耕作地の集約化(団地面積の拡大)を図る。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	30 %	将来の目標とする集積率	80 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
集団農地における担い手が利用する農地面積の団地数及び面積 ・松島長田水田0個所、平均0a(令和6年度時点) ・国道150号南側(河輪五島地区)174個所、平均20a(令和6年度時点) →団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。(令和16年度) その他の地区においては拡大希望の担い手耕作地の隣接農地の農地集積を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
農業委員会(農業委員・推進委員)の農地利用最適化活動や農協、土地改良区による農地集積事業(定期的な貸出農地募集→利用調整の事業)により、担い手を中心に農地中間管理事業を活用した農地の利用集積を進める。集団農地では耕作地の集団化(集約化)のための耕作地交換を進める。 【農地集積・集約化の取組み】 ・農地集積事業実施地区(地区全体(畑地・水田)) ※定期的な貸出農地募集→利用調整、集団農地では集約のための耕作地交換
(2) 農地中間管理機構の活用方法
農地中間管理事業の農地利用の交換・集約機能を活用するため、まずは農地中間管理機構への貸付の拡大を図る。その後、農地中間管理事業の農地利用の交換・集約機能を活用し、担い手リタイア時の耕作地の適切な継承や、担い手個々の耕作地の段階的な集約化(集団化)を図る。
(3) 基盤整備事業への取組 (○実施中 ●計画)
なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
現存の担い手による農地利用を優先しつつ、必要に応じて地域外から多様な経営体を募り、担い手として育成していく。農業委員会の農地利用最適化活動や、県、静岡県農業振興公社、農協等と連携し、相談から農地選定など切れ目ない支援に取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
水田において作業の効率化が期待できる作業は、農協の耕種部会会員への委託を進める。 ドローンによる散布等、新しい技術による農作業受託の研究を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ③ドローン散布等、新しい技術による農作業の研究
- ④放棄水田における畑地化利用の研究(畑地エリア内に点在する水田から実施)
- ⑦地域環境保全活動(多面的機能支払)…五島環境保全会、三新・河輪下地域環境保全会

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
別紙2(市役所農業振興課で閲覧)									
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1			

該当なし

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

該当なし

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

(別紙1)

地域計画の地区	地区	農業集落名
河輪・五島・白脇	白脇	浜松市4-4・寺脇
河輪・五島・白脇	白脇	浜松市4-4・福塚
河輪・五島・白脇	白脇	浜松市4-4・中田島
河輪・五島・白脇	白脇	浜松市4-4・白羽
河輪・五島・白脇	白脇	浜松市4-4・瓜内2-2
河輪・五島・白脇	白脇	浜松市4-4・三島
河輪・五島・白脇	白脇	浜松市4-4・蟹草
河輪・五島・白脇	白脇	浜松市4-4・楊子
河輪・五島・白脇	河輪	河輪村・西町
河輪・五島・白脇	河輪	河輪村・東町
河輪・五島・白脇	河輪	河輪村・河輪町上
河輪・五島・白脇	河輪	河輪村・河輪町下
河輪・五島・白脇	河輪	河輪村・三新町
河輪・五島・白脇	河輪	河輪村・中町
河輪・五島・白脇	河輪	河輪村・長田町
河輪・五島・白脇	河輪	河輪村・富屋町
河輪・五島・白脇	五島	五島村・鶴島
河輪・五島・白脇	五島	五島村・松島上
河輪・五島・白脇	五島	五島村・松島下
河輪・五島・白脇	五島	五島村・三軒屋
河輪・五島・白脇	五島	五島村・外野
河輪・五島・白脇	五島	五島村・浜田
河輪・五島・白脇	五島	五島村・福島東
河輪・五島・白脇	五島	五島村・福島西
河輪・五島・白脇	五島	五島村・江之島東
河輪・五島・白脇	五島	五島村・四軒屋
河輪・五島・白脇	五島	五島村・江之島中
河輪・五島・白脇	五島	五島村・江之島西
河輪・五島・白脇	五島	五島村・西島平左工門
河輪・五島・白脇	五島	五島村・西島東
河輪・五島・白脇	五島	五島村・西島南
河輪・五島・白脇	五島	五島村・西島北
河輪・五島・白脇	五島	五島村・西島四軒屋
河輪・五島・白脇	五島	五島村・西島本田